

## 取 扱 基 準

名 称	私道等整備助成金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	私道等の整備の促進を図り、生活環境の向上に寄与するため、私道等の工事に要した費用に対し助成するもの
目 標	数値化 <input type="checkbox"/> 非数値化 <input checked="" type="checkbox"/>
	私道等整備の促進 〈目標が数値でない場合の評価方法〉 住民の安全と生活環境の向上のため、申請に対する対応割合について評価する。
補助事業者	事業者が多数のため、直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	<p>・対象となる私道等 家屋が連続する地域内の私道等で次のような場合。 ただし、所有者が複数であるものまたは、複数の家屋の所有者が利用するものに限る。 1：幅員2メートル以上で、両端が公道に接続するもの。 2：幅員2メートル以上で、一端が公道に接続し、他の一端が幅員2メートル以上の私道等に接続するもの。 3：幅員2メートル以上で、一端が公道、または幅員2メートル以上の私道等に接続し、他の一端が公共施設等に通じるもの。 4：幅員2.5メートル以上で一端が公道に接続する袋小路のうち、奥行き30メートル以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの。 ※なお、該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記1～4の幅員が1.8メートル以上であれば対象となります。</p> <p>・補助対象経費 対象となる私道等の以下の工事費 1：舗装新設工事 2：側溝新設工事 3：交通安全施設の新設工事及び取替え工事（市長が必要と認める防護柵に限る） 4：舗装修繕（オーバーレイ、打換）工事 5：側溝修繕（布設替）工事 ※工事には一定の条件がありますので、詳しいことは直接担当部署にお問い合わせください。</p>
補助額 及びその算定方法 又は補助率	市長が定める助成基準工事費の1/2。ただし工事費用が助成基準工事費に満たないときは、その工事に要する費用の1/2とする。
	〈補助額が5万円未満、又は補助率（実行補助率を含む）が1/2を超える場合の理由〉
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者は家屋が連続する地域内の住民をもって組織された団体であり、情報を公開する媒体を持ち合わせていないところが多いため、申請した区役所の建設課で実績報告書の写しを閲覧できるものとする。
	〔媒体〕
担当部署	<p>土木部土木総務課、各区建設課</p> <p>電 話 土木総務課 : 025-226-3009          北区建設課 : 025-387-1405          東区建設課 : 025-250-2610          中央区建設課 : 025-223-7403          江南区建設課 : 025-382-4703          秋葉区建設課 : 0250-25-5690          南区建設課 : 025-372-6460          西区建設課 : 025-264-7661          西蒲区建設課 : 0256-72-8507</p> <p>e-mail 土木総務課 : somu.pw@city.niigata.lg.jp          北区建設課 : kensetsu.n@city.niigata.lg.jp          東区建設課 : kensetsu.e@city.niigata.lg.jp          中央区建設課 : kensetsu.c@city.niigata.lg.jp          江南区建設課 : kensetsu.k@city.niigata.lg.jp          秋葉区建設課 : kensetsu.a@city.niigata.lg.jp          南区建設課 : kensetsu.s@city.niigata.lg.jp          西区建設課 : kensetsu.w@city.niigata.lg.jp          西蒲区建設課 : kensetsu.nsk@city.niigata.lg.jp</p>